

令和6年10月から 専門実践教育訓練給付金を拡充します

専門実践教育訓練給付金の給付率を、70%から80%に引き上げます。
技術革新やビジネスモデルの変化に対応したり・スキリングにご活用ください！

■令和6年9月30日以前に受講を開始する方

教育訓練経費の50%(年間上限40万円)を受講開始日から6か月ごとに支給します。さらに、資格取得・就職※した場合は、追加で教育訓練経費の20%(年間上限16万円)を支給します。

※ 専門実践教育訓練を修了し、その訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)し、かつ、訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内に雇用保険の一般被保険者等として雇用されたまたは一般被保険者として雇用されていて、特定一般教育訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内にその訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)した場合はいいます。

■令和6年10月1日以降に受講を開始する方

上記の資格取得・就職に加えて、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、教育訓練経費の10%(年間上限8万円)を追加で支給します。

支給額の例 【訓練期間:2年間、入学料:10万円、6か月ごとの受講料:40万円 の場合】

- 教育訓練経費とは、受講者が教育訓練実施者に対して支払った入学料と受講料の合計をいいます。
- 専門実践教育訓練給付金は受講開始日から6か月ごとに支給額を決定します。
下記の例では、受講開始日から6か月ごとの期間をそれぞれ第1期～第4期としています。

	教育訓練経費	令和6年9月30日まで	令和6年10月1日以降
第1期	50万円 (入学料含む)	25万円	25万円
第2期	40万円	15万円 (※1)	15万円 (※1)
第3期	40万円	20万円	20万円
第4期	40万円	20万円	20万円
資格取得等 した場合	—	32万円 (※2)	32万円 (※2)
賃金上昇 した場合	—	—	16万円 (※3)
合計	170万円	112万円	128万円

※1 40万円×50%=20万円ですが、第1期と合わせた年間支給額の上限である40万円を超えるため、支給額は40万円-25万円=15万円

※2 170万円×20%=34万円ですが、資格取得等した場合の支給額の上限である32万円(年間16万円×2年)を超えるため、支給額は32万円

※3 170万円×10%=17万円ですが、賃金上昇した場合の支給額の上限である16万円(年間8万円×2年)を超えるため、支給額は16万円

受講開始前と訓練終了後の賃金の比較

【受講開始前の賃金】 ※ご自身で事業主に証明を依頼してください。

受講開始日時時点で離職している場合：直近の離職に係る賃金日額※1…① ※2

受講開始日時時点で在職中の場合：受講開始日の前日を離職日とみなした場合に算定される賃金日額※1に相当する額…②

【訓練終了後の賃金】…③ ※ご自身で期間を選択して事業主に証明を依頼してください。

専門実践教育訓練を修了し、その訓練に係る資格取得、かつ、就職した日※3から1年が経過するまでの期間における連続する任意の6か月間※4の賃金を基礎とするみなし賃金日額

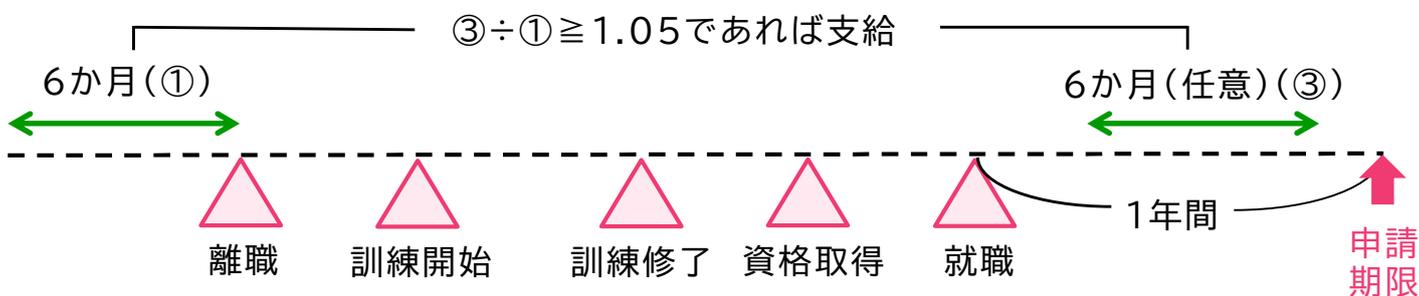
※1 原則、離職直前の6か月間(各賃金締切日の翌日から次の締切日までの期間であって、賃金が支払われた日が11日以上ある期間を1月とする)に支払われた賃金の合計金額を180で割った金額です。

※2 離職票の写しの提示等により、ハローワークにおいて受講開始前の賃金が把握できる場合は省略できます。

※3 訓練終了後資格取得前に就職した場合または在職者の場合は、資格取得日です。

※4 各賃金締切日の翌日から次の締切日までの期間を1月とします。

受講開始日時時点で離職している場合



受講開始日時時点で在職中の場合



- 受講開始日時時点で離職している場合、訓練終了日の翌日から原則1年以内に就職することが必要です。
- 資格取得は、訓練終了日の翌日から原則1年以内であることが必要です。

【賃金が上昇した場合の追加給付の申請に必要な書類】

以下の書類を、専門実践教育訓練に係る資格を取得し、雇用保険の一般被保険者等として雇用された日(資格取得より先に一般被保険者等として雇用されたまたは雇用されている場合は、資格取得日)の翌日から6か月を経過した日から起算して6か月以内に住所を管轄するハローワークに提出してください。

- ① 教育訓練給付金(第101条の2の7第6号関係)支給申請書(様式第33号の2の7)
- ② 教育訓練給付金受給資格者証または教育訓練受給資格通知
- ③ 受講開始前(※)および訓練終了後(雇用された後または資格取得後)の6か月間の賃金等を確認するための書類(・賃金台帳または給与明細・出勤簿またはタイムカード)の2点
※ 離職票の写しの提示等により、ハローワークにおいて賃金が把握できる場合は省略できます。
- ④ マイナンバーカード(受給資格確認の際に写真の提出を省略した場合)
- ⑤ 専門実践教育訓練追加給付支給申請時報告
- ⑥ 返還金明細書(領収書が発行された後で教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から還付された(される)場合)
- ⑦ 委任状(代理人による申請の場合)

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。